

○国土交通省告示第七百二号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第六条の十二、第六条の十四及び第六条の十六において読み替えて準用する第六条の九第九号の規定に基づき、講義を受講した者と同等以上の知識を有する者として国土交通大臣が定める者及び国土交通大臣が定める科目を次のように定める。

平成二十八年四月二十二日

国土交通大臣 石井 啓一

建築基準法施行規則の規定により講義を受講した者と同等以上の知識を有する者として国土交通大臣が定める者及び国土交通大臣が定める科目を定める件

第一 登録建築設備検査員講習の講義を受講した者と同等以上の知識を有する者は、次の表の上欄に掲げる者（建築基準法施行規則（以下「規則」という。）第六条の十八（規則第六条の二十五及び第六条の二十七において読み替えて準用する場合を含む。）の規定の適用を受けた資格者証の交付を受けた者を除く。）とし、国土交通大臣が定める科目は、同表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる科目とする。

同等以上の知識を有する者	科目
特定建築物調査員である者	建築学概論
防火設備検査員である者	建築学概論

昇降機等検査員である者	建築学概論
建築設備士である者	建築設備定期検査制度総論 建築学概論 建築設備に関する建築基準法令 建築設備の耐震規制、設計指針 換気、空気調和設備 排煙設備 電気設備 給排水衛生設備
第二 登録防火設備検査員講習の講義を受講した者と同等以上の知識を有する者は、次の表の上欄に掲げる者（規則第六条の十八（規則第六条の二十三及び第六条の二十七において読み替えて準用する場合を含む。）の規定の適用を受けた資格者証の交付を受けた者を除く。）とし、国土交通大臣が定める科目は、同表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる科目とする。	科目
同等以上の知識を有する者	建築学概論
特定建築物調査員である者	建築学概論

建築設備検査員である者	建築学概論
昇降機等検査員である者	建築学概論
建築設備士である者	建築学概論
防火設備に關し専門的知識及び能力を有するものとして国土交通大臣が認める者	国土交通大臣が指定する科目

第三 登録昇降機等検査員講習の講義を受講した者と同等以上の知識を有する者は、次の表の上欄に掲げる者（規則第六条の十八（規則第六条の二十三及び第六条の二十五において読み替えて準用する場合を含む。）の規定の適用を受けた資格者証の交付を受けた者を除く。）とし、国土交通大臣が定める科目は、同表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる科目とする。

同等以上の知識を有する者	科目
特定建築物調査員である者	建築学概論
防火設備検査員である者	建築学概論
建築設備検査員である者	建築学概論
建築設備士である者	建築学概論

附 則

この告示は、平成二十八年六月一日から施行する。